

令和4年第10回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和4年10月11日（火） 午前9時30分～午前10時50分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：中川 光春

2番：道園 浩二

3番：田口 昭広

4番：小島 政文

6番：告宮 幸一

7番：塚本 壽

8番：山田 和治

9番：寺本 真理子

10番：井川 輝征

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

5番：尾上 春樹

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博

2番：牧 正徳

3番：松岡 哲治

4番：矢野 解光

5番：田口 宗一

6番：下崎 省一

7番：宮島 正文

9番：藤井 雅史

10番：小崎 良一

11番：木川 保

12番：一川 清

13番：西村 隆

15番：淵上 米作

（欠席：2名）

8番：坂口 恵美子

14番：草野 義雄

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之

事務局次長：才保 親哉

係 長：大浪 和典

主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 報告第17号 農地法施行規則第53条の規定による届出について

日程第2 報告第18号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて

日程第3 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第4 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第6 議案第38号 芦北町農地移動適正化あっせん基準の変更に係る認定の審議について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和4年第10回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、5番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、8番の〇〇委員、10番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第17号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第17号、農地法施行規則第53条の規定による届出について。 農地法施行規則第53条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、携帯電話無線基地局です。 総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、福浦公民館の東側で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障は無いと感じました。 議案書に戻ります。 2番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、携帯電話無線基地局です。 総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、高岡集落センターの北西側、約150mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障は無いと感じました。

議案書に戻ります。

3番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は携帯電話無線基地局です。

総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、松生地区集落センターの南西側、約90mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障は無いと感じました。

議案書に戻ります。

4番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、携帯電話無線基地局です。

総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、祝坂バス停の北西側、約220mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障は無いと感じました。

議案書に戻ります。2ページをお願いします。

5番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、携帯電話無線基地局です。

総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、白木峠バス停の西側で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、柿が栽培されていますが、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障は無いと感じました。

議案書に戻ります。

	6 番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、携帯電話無線基地局です。 総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、立川地区多目的研修センターの東側、約 200m の場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障は無いと感じました。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 2 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明どおりで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	5 日の現地確認は予定がありましたので、3 日に前もって確認しました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	2 番の案件を 10 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局から説明があったとおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員の説明どおりです。問題ないと思います。
議長	3 番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	5 日に事務局と確認いたしました。事務局の説明どおりです。よろしくお願いします。
議長	4 番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局から説明のあったとおりで、現地は勾配のある畑でした。柿が数本植えてありました。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	5 番の案件を 6 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	〇〇推進委員、事務局と現地確認しました。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員の言われたとおりです。何ら問題ないと思いますので、よ

	ろしくお願いします。
議長	6 番の案件を 7 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	現地確認の結果、事務局の説明どおりです。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員と現地確認しまして、事務局の申されたとおり問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 17 号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第 17 号については、これで終わります。 次に、報告第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可の取り消し願いについて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをお願いします。 報告第 18 号、農地法第 5 条の規定による許可の取り消し願いについて。 農地法第 5 条の規定による許可の取り消し願いが下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1 番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、個人住宅です。 取り消しの事由は、申請人の事情変更により取り消すものです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 18 号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第 18 号については、これで終わります。 次に、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 35 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。

所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の 7 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、内野小学校の南西側、約 270 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は玉ねぎや柿・栗などを栽培されるということでした。

総会資料の 8 ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、高齢で耕作管理が困難なため、譲渡する。譲受人は、譲渡人の要望もあり、譲受する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の 9 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、内野小学校の南西側、約 280 m の場所で、先ほど説明しました 1 番の案件の隣接地になります。

現地確認ですが、申請地は現在、ビニールハウス内でアスパラガスが作付けされており、譲り受けた後も適正に管理するということでした。

総会資料の 10 ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、高齢で耕作管理が困難なため、譲渡する。譲受人は、譲渡人の要望もあり、譲受する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の 11 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

	申請地は、漆川内公民館の東側、約 1 2 0 mの場所を含めた 2 筆になります。現地確認ですが、申請地は現在、1 筆は野菜が作付けされており、もう 1 筆は休耕地ですが、譲り受けた後は適正に管理するということでした。 総会資料の 1 2 ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、高齢で耕作管理が困難なため、譲渡する。譲受人は、自宅付近で耕作に便利のため、譲受する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。5 ページをお願いします。 4 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 1 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、御立岬温泉センターの北東側、約 3 0 0 mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっていますが、譲り受けた後も適正に管理するということでした。 総会資料の 1 4 ページをお願いします。 契約の種類は贈与です。 申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により、耕作管理が困難なため、譲渡する。譲受人は、以前から耕作管理していたため、譲受する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番から 2 番の案件をまとめて、1 0 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局から説明のあったとおり、申請地は譲受人の土地の隣接地で管理しやすいと思います。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	3 番の案件を 6 番の〇〇委員にお願いします。

〇〇委員	現地確認した結果、説明のあったとおり、1筆は野菜等が耕作されており問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員が言われたとおりです。適正に管理されると思いますので、よろしくお願いします。
議長	4番の案件を9番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	現地確認に行っまいりました。資料の地図を見ていただいて、①と③は管理されていました。②と④は耕作されておらず、荒れておりましたが、譲受人がしっかり管理されるのであれば、良いのかなと思います。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員の説明どおりです。現地を見た時に農地として管理できるのか心配でしたが、譲受人のやる気次第だと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第35号について、質疑ありませんか。 …7番、〇〇委員。
〇〇委員	4番の案件ですが、譲受人の住所が熊本市となっておりますけれども、説明をお願いします。
事務局	4番の案件については、譲受人は熊本市の方で農業法人を経営されているということで、当初は法人での取得を考えておられたみたいですけど、事情があって個人での申請となりました。申請地に隣接する建物についても売買されると思いますので、そこを拠点に農業をされるということでした。以上です。
〇〇委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。

	3 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 3 6 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は、貸資材置場です。 総会資料の 1 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、白木峠バス停の北東側、約 1 3 0 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の 1 6 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となります。 総会資料の 1 7 ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約 5. 1 h a です。 総会資料の 1 8 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり 1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は、製材所を経営しており、製材した木材は製品として出荷する前に乾燥させることが必要で、近年は県産材の需要も増えていることから、資材置場が不足しているため、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支

	障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 6 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局から説明のあったとおり、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	申請地は水が無いような場所ですし、周辺農地は作付けされておりますけれども、影響はないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 3 6 号について、質疑ありませんか。 … 1 0 番、〇〇委員。
〇〇委員	申請人は農地の耕作面積が 4, 0 0 0 m² 必要だと思いますが、申請地は 4 反ありませんので、面積が該当しないのではないですか。
事務局	この案件は農地法第 4 条の農地転用になりますので、下限面積の影響はないと思います。
〇〇委員	資料の中にわかりやすく記入してもらえると助かります。
事務局	わかりました。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 7 ページをお願いします。

議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。

農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。

所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、貸資材置場です。

総会資料の19ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、白木バス停の北東側、約160mの場所で、先ほど説明しました議案第36号の1番の案件の隣接地になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の20ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

排水は雨水のみで、自然透水となります。

総会資料の21ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約5.1haです。

総会資料の22ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、製材所を経営しており、製材した木材は製品として出荷する前に乾燥させることが必要で、近年は県産材の需要も増えていることから、資材置場が不足しているため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、個人住宅です。

総会資料の23ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、乙千屋公民館の西側、約100mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の24ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。排水は合併浄化槽を設置し、南側の水路へ排水する計画です。

総会資料の25ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約0.6haです。

総会資料の26ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は現在、借家に居住しており、子どもの成長に伴い、手狭となったことから、新たに居宅を建築するため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、公民館です。

総会資料の27ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、宮浦公民館の東側になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の28ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。排水は合併浄化槽を設置し、東側の水路へ排水する計画です。

総会資料の29ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約5.2haです。

総会資料の30ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2

	種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「現在の宮浦区公民館が老朽化により危険で、レッドゾーン内に建っているため、移転する必要がある、町道に面している申請地が便利であることから、新たに公民館を建築するため、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件を6番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	説明のあったとおりです。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明どおりです。申請地は池みたいになっておりますので、影響はないと思います。よろしくお願いします。
議長	2番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	5日に事務局、〇〇推進委員と現地確認しました。事務局の説明どおりで、何ら問題ないと思います。周辺は住宅地で、排水もしっかりしておりますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	5日に事務局、〇〇委員と確認してまいりました。説明のあったとおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	3番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	申請地周辺は基盤整備されている場所ですが、申請地は資料にある地図のとおりとなっております。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員と現地確認をしまして、〇〇委員が申されますように何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第37号について、質疑ありませんか。 …7番、〇〇委員。
〇〇委員	1番の案件で、事務局の説明では譲受人が経営する製材所の製品を乾燥させておく土地だということでしたが、これと先ほど審議した4条の件の貸資材置場との違いは何ですか。
事務局	貸資材置場ということで申請書が出ておりまして、土地を貸すのではなく、資材を貸すという意図で書かれたものになります。申請者が「仮」と「貸」を勘違いされているということです。資材置場で土地を貸すということではないので、仮資材置場ということで認識しております。
〇〇委員	事務局の最初の説明では、経営する製材所の製品を乾燥させる場所で使うということでしたけれども、議案書に書いてあるのは、貸資材置場ということで、その違いをお尋ねしています。
事務局	「貸」資材置場と書いておりますが、「仮」資材置場ですので、訂正をさせていただきたいと思います。
〇〇委員	先ほどの事務局からの説明との違いは何ですかと尋ねています。自分が経営する製材所の製品を置く場所だという説明でしたけど、貸資材置場と書いてあるので、人に貸すという風に受け取りますね。その違いは何ですか。
事務局	先ほど説明しましたとおり、「仮」資材置場に訂正をさせていただきたいと思います。
〇〇委員	文字の間違いではなくて、先ほどの4条での説明と今の5条の説明の違いはどういうことですかと尋ねているわけです。
議長	先ほど訂正があったように、製材所の製品を「仮」に置くということです。
〇〇委員	自分のところの製品を「仮」に置くということですね。仮置場ということですね。
事務局	乾燥のために仮置きして、乾燥された製品を加工して出荷ということです。よろしくお願いします。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。

	(異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第38号「芦北町農地移動適正化あっせん基準の変更に係る認定の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の8ページをお願いします。 議案第38号、芦北町農地移動適正化あっせん基準の変更に係る認定の審議について。 農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用についての3の規定による認定申請について、本会の議決を求めるものです。 別紙をご参照ください。 今回改正します、芦北町農地移動適正化あっせん事業実施要領を載せています。この要領の中で、あっせん基準というものがあり、この基準に基づきあっせんを行うこととなっています。本町での実績はありませんが、県農業公社が中間管理事業を行う際の基準にもなりますので、改正するものです。平成24年度に改正され、総会でご承認いただいていた。本来は平成29年度に改正されることとなっていたが、熊本地震により改正が見送られていたもので、実施要領の細かい文章の改正及びあっせん基準について、2020年の農林業センサスの結果を受け、基準の変更を行うものです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第38号について、質疑ありませんか。
事務局	事務局から補足説明をします。 資料の別紙1に面積が書いてありますけれど、農地をあっせんする際の基準です。
議長	アイリス球根は現在もあるんですかね。以前は輸出したりあったと思うんで

	すが。
〇〇委員	アイリスは無し。今は0だと思います。
事務局	資料にアイリス等の記載がありますが、5年間この基準を使うということで、地域で栽培されたりすることもあるので、そのまま残しています。
議長	質疑ありませんか。
〇〇委員	中身がどうなっているかわからないです。
〇〇委員	この件については、色々なことが書いてありますので、今日は皆さん持ち帰ってじっくり読んでいただいてから、質問させていただくということでいかがでしょうか。
議長	井川委員が言われたように、その他色々な課題等を含めて、ご意見を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第38号について、異議ありませんか。 …7番、〇〇委員。
〇〇委員	中身がどうなっているのかわからずに賛成というわけにはいかないと思います。
〇〇委員	この件は、今の説明だけで中身を決議するというのは、なかなか難しいということだと思います。それぞれ検討して、次回にした方が良いでしょう。
議長	今言われたように皆さんにも検討してもらって、来月にまたご意見等出していただいて、議決したいと思います。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。